議案第10号

新居浜市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市土地開発基金条例の一部を改正する条例

新居浜市土地開発基金条例(昭和46年条例第29号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

(基金の額)

第2条 基金の額は、8億円とする。

- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立て、又はその 一部を処分することができる。
- 3 前項の規定により積立て又は処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少するものとする。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

基金の額を定めるとともに、当該基金に追加して積み立て、又はその一部を処分する ことができるよう必要な事項を定めるため、本案を提出する。